

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

2 - クロロエチルホスホン酸（別名エテホン）	7,100 µg/l
S, S - (6 - メチルキノキサリン - 2, 3 - ジイル) ジチオカーボネート（別名キノメチオナート又はキノキサリン系）	1.5 µg/l
1 - (2 - クロロベンジル) - 3 - (1 - メチル - 1 - フェニルエチル) ウレア（別名クミルロン）	90 µg/l
2 - (4 - クロロ - 6 - エチルアミノ - 1, 3, 5 - トリアジン - 2 - イルアミノ) - 2 - メチルプロピオニトリル（別名シアナジン）	29 µg/l
1 - [(E Z) - 2 - シアノ - 2 - メトキシイミノアセチル] - 3 - エチルウレア（別名シモキサニル）	560 µg/l
2, 2, 2 - トリフルオロエチル = (S) - [2 - メチル - 1 - (p - トルオイルアミノメチル) プロピル] カルバマート（別名トルプロカルブ）	1,800 µg/l
1 L - (1, 3, 4 / 2, 6) - 2, 3 - ジヒドロキシ - 6 - ヒドロキシメチル - 4 - [(1 S, 4 R, 5 S, 6 S) - 4, 5, 6 - トリヒドロキシ - 3 - ヒドロキシメチルシクロヘキサ - 2 - エニルアミノ] シクロヘキサシル = - D - グルコピラノシド（別名バリダマイシンA又はバリダマイシン）	10,000 µg/l
2 - メチルピフェニル - 3 - イルメチル = (1 R S, 3 R S) - 3 - [(Z) - 2 - クロロ - 3, 3, 3 - トリフルオロプロパ - 1 - エニル] - 2, 2 - ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名ピフェントリン）	0.0058 µg/l

3 - [5 - (ジフルオロメトキシ) - 1 - メチル - 3 - (トリフルオロメチル) ピラゾール - 4 - イルメチルスルホニル] - 4 , 5 - ジヒドロ - 5 , 5 - ジメチル - 1 , 2 - オキサゾール (別名ピロキサスルホン)	0.74 µg/l
2 , 4 ' - ジクロロ - (ピリミジン - 5 - イル) ベンズヒドリル = アルコール (別名フェナリモル)	600 µg/l
(RS) - 2 - メトキシ - N - メチル - 2 - [(2 , 5 - キシリルオキシ) - o - トリル] アセトアミド (別名マンデストロビン)	120 µg/l
(RS) - 2 - (4 - クロロフェニル) - 2 - (1H - 1 , 2 , 4 - トリアゾール - 1 - イルメチル) ヘキサンニトリル (別名ミクロブタニル)	970 µg/l
1 , 1 - ジメチルピペリジニウム = クロリド (別名メピコートクロリド)	6,700 µg/l